

令和5年第4回上毛町議会定例会会議録 (4日目)

招集の場所 上毛町役場大平支所2階 議場

開閉会日時及び宣言

令和5年12月15日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 渡辺哲也 2番 大石光一 3番 高西正人 4番 岩花寛之
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 宮崎昌宗 8番 峯 新一
9番 三田敏和 10番 茂呂孝志 11番 田中唯登志 12番 荒牧弘敏

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 会計管理者 堀 三好
総務課長 宮吉保男・ 企画開発課長 熊谷豊司・ 税務課長 堀田京介
住民課長 末廣匡史・ 長寿福祉課長 園田秀秋・ 子ども未来課長 末永浩一
産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 堀 綾一・ 総務係長 末吉孝幸
教務課長 村上秀之

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 野添雄二
議会事務局 古城大作

○議事日程

令和5年第4回定例会議事日程（4日目）

令和5年12月15日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 認定第57号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第58号 上毛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第59号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第60号 財産の処分について
- 日程第 6 議案第61号 令和5年度上毛町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 7 議案第62号 令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議会運営委員委員会の閉会中の継続審査・調査の申出について
- 日程第 9 議会広報特別委員委員会の閉会中の継続審査・調査の申出について

○ 会 議 の 経 過 （ 4 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（荒牧弘敏君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員で、定足数に達しています。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料を配付しておりますので、御確認ください。

○議長（荒牧弘敏君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、12月5日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各委員長に審査状況の報告をお願いします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行います。各委員長の審査状況の報告終了後、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は委員会付託案件をまとめて御報告していただきますので、配付した議事日程とは異なりますが、御了承ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを添付しております。各委員長の審査状況の報告終了後の討論、採決は、日程の順に従って行いますので、御了承ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、初日に配付した名簿に記載された各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）これより、各常任委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

○議長（荒牧弘敏君）日程第3、議案第58号、日程第4、議案第59号、以上2件を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

峯委員長。

○文教厚生常任委員長（峯 新一君）皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員

会から報告いたします。

当委員会は、12月11日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時54分開会、9時7分に閉会しました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例改正2件の2案件です。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告いたします。

議案第58号 上毛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、まず最初に住民課長に説明を求めました。

条例改正理由は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、スマートフォンを利用して、コンビニエンスストアに設置された多機能端末コピー機で印鑑登録証明書等の交付をすることができるようにするためであります。

ここで質疑内容を報告します。

質疑。今までマイナンバーカードの利用でコンビニエンスストアでの交付ができていたが、スマートフォン利用により併用は可能か。

答弁。併用はできます。マイナンバーカードの機能をスマートフォンに実装することによりスマートフォンでの交付は可能となります。

質疑。スマホを持たない方や操作ができない方は、現状の方法で交付できるのか。

答弁。スマホを持たれてない方は、窓口で従来の方法で対応ができます。

質疑。マイナンバーカードを利用して、どこまで可能となるのか。また施行日の予定は。

答弁。コンビニで発行できる種類は、所得証明書、課税証明書、印鑑登録証明書、住民票、戸籍の附票、戸籍の謄本・抄本となります。令和6年1月20日に全国のコンビニで発行可能となる予定ですので、その時期を予定しています。

質疑。マイナンバーカードがなくても、スマホを使えば取得できるのか。

答弁。スマホにマイナンバーカードのデータを実装すれば、取得できる。

質疑。アイフォンの対応はいつ頃の見込みか。

答弁。国からの発表がないため、未定です。

討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第58号 上毛町印鑑の登録及び証明に関する

条例の一部を改正する条例については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

続いて、議案第59号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について、最初に住民課長に説明を求めました。

理由は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため。コンビニエンスストア等に設置された、多機能端末コピー機で発行可能な証明書を交付したときの手数料の額に、スマートフォンによる利用交付を追加するためであります。

質疑なし。

討論なし。

採決。全会一致。よって、議案第59号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

以上で、令和5年第4回文教厚生常任委員会よりの報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）日程第2、議案第57号、日程第5、議案第60号、日程第7、議案第62号、以上3件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○総務産業建設常任委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は、12月11日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員6名と町長以下執行部の出席をもって、午前9時23分開会、9時40分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例改正1件、補正予算1件、その他1件の計3案件です。

当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議

規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

議案第57号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、最初に税務課長に説明を求めました。

改正内容ですが、出産される方の産前産後期間相当分保険税を減額する規定。産前産後期間の出産予定者の所得割と均等割から出産予定月を基準とした単胎妊娠の場合は4か月、多胎妊娠の場合は6か月減額される。

軽減される期間は、単胎妊娠の場合は出産予定月の1か月前から出産予定月の翌々月まで、多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までとする。この軽減についての財源は、国、県、町で負担するとの説明でした。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第57号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第60号 財産の処分について、最初に企画開発課長に説明を求めました。

工業等用地造成事業（成恒）地区に係る用地の売払いについて、株式会社嶋屋と企業誘致の話がまとまり、11月24日に当該土地の売払いに係る仮契約を締結し、その売払い金額1億1,588万7,980円、面積1万7,042.35平米について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものですとの説明でした。

質疑。売払予定の根拠はどうやって決めたのか。

答弁。これは、全協でも説明したとおり、かかった費用を上乗せしています。工事費等かかった価格です。

質疑。地元説明会を行ったと思うが、どういう意見、要望があったか。

答弁。10月28日に、成恒地区公民館において地元説明会を開催。18名の出席があった。質問として、音の問題、ほこりの問題、搬入量等が質問された。株式会社嶋屋さんから、音に対しては対策する。ほこりも対応する。1日の搬入は三、四台との説明であったと答弁がありました。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第60号 財産の処分について、当委員会は、全会一致で可決することに決しました。

議案第62号 令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、最初に企画開発課長に説明を求めました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,588万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,821万8,000円とする。歳入の1款1項1目不動産売払い収入に1億1,588万8,000円を計上し、歳出の2款1項1目27節繰出金に一般会計繰出金として同じく歳入の売払い金額と同額の1億1,588万8,000円を計上しているとの説明でした。

質疑。特別会計そのものは、将来的にどのように使われるのか。

答弁。基本的には、この会計については成恒地区だけの特別会計ではないので、継続してもいいと思うが、事業の目安等が立っていないので維持管理だけの予算を上げていくのはどうかということで、一旦3月で当課としては廃止をしたい。また需要があったときに皆さんにお願いして取り組みたいと考えているとの答弁でした。

討論。討論なし。

採決。全会一致。したがって、議案第62号 令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）日程第6、議案第61号、以上1件を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

宮本委員長。

○予算決算常任委員長（宮本理一郎君）皆様、おはようございます。宮本でございます。

それでは、予算決算常任委員会から御報告申し上げます。

当委員会は、令和5年12月11日、議会中小会議室において、予算決算常任委員11名と町長以下執行部に御出席をいただき、午前9時57分開会し、午前10時55分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出されました補正予算案1件、合計1案件でございます。

当委員会において付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき御報告申し上げます。

議案第61号 令和5年度上毛町一般会計補正予算（第9号）について、最初に総務課長から総括説明を受け、その後、詳細については各担当課長より御説明をお受けいたしました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,975万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億5,827万3,000円とする補正の審査が行われました。

主な質疑、答弁の一部を御報告申し上げます。

まず、総括説明に関して、総括説明に関しての御質問はございませんでした。質疑はございませんでした。

次に、歳出に関して。

質疑。外灯新設工事の内訳は。

答弁。18基の取替えと、変電器の取替え1基、新設3基でございます。

質疑。この外灯工事は、町主体によるものか、それとも自治会要望か。

答弁。自治会からの要望によるものです。

質疑。児童措置費の返還金の理由を教えてください。

答弁。私立保育園2園に対する扶助費で、実員の減によるものであります。

質疑。新型コロナウイルス予防接種健康被害の内訳は。

答弁。接種した右肩が痛み、肩が上がりなくなった。

質疑。今回の補正で、今年度の老朽危険家屋等除去促進事業補助金対象は何件となるか。

答弁。今回の補正は5件で、今年度既に5件受付済でございます。

質疑。老朽家屋の除去だけではなく、その後の家屋の新築までのフォローを行ったほうが政策効果も大きいと思うが、今後の調査予定は。

答弁。あくまでも、老朽危険家屋の除去についての補助金であり、その後は所有者の御意向もある。

質疑。老朽危険家屋の除去補助金により更地となった土地を、本人の意向を確認し、

空き地バンクに登録したりするお考えは。

答弁。空き地バンクに登録するかなどの所有者の要望を連携しながら確認していきたい。

質疑。老朽家屋に獣が住みついたりする場合の駆除の対応は。

答弁。空き家の所有者等を調べ、通知を出し、適正な管理を求めている。

質疑。農林漁業女性ベンチャー育成事業費補助金は、補助率2分の1の国県の補助金ですが、町の基幹産業でもあるので、町独自で追加補助してはどうだ。

答弁。基本的には国県の補助を活用し、半額補助が一般的です。

重ねて答弁。様々な補助事業がある中で、これだけに町が追加するというのは、全体的なバランスもあるので、他の補助事業と同様に行うのが基本的である。

質疑。農林漁業女性ベンチャー育成事業費補助金をもらって、2年、3年で事業を廃止した場合の対処は。

答弁。県の単独の補助金で、3年間は追跡調査がありますが、それから先はないので、産業振興課で追跡することとなります。

質疑。地域計画用現況データ構築業務委託料の業務は、これから現地に入るのか、それともそれを地図上に落とし込む業務なのか。

答弁。地域計画は人・農地プランが法定化されたもので、現在ある地図情報のデータに耕作者の情報を色分けする業務でございます。

質疑。地域計画用現況データの色分けする業務には、作物ごとの情報も含めて色分けするのか。

答弁。作物ごとの色分けではなく、耕作者ごとに集約のためです。

質疑。地域計画で、10年後を見据えて中山間地の耕作者の集約を考える場合、具体的にどのような枠組みで進めていくのか。

答弁。南吉富、西吉富、友枝、唐原の四つの地区の中で、柔軟的に行っていききたい。

質疑。中山間地において心配なのが、水路の管理が耕作者の集約がなされてもなかなかできていかないと地域の声をよく聞くが、どのようにお考えか。

答弁。水路の管理、維持管理は結構厳しいと思うので、直接支払や多面の事業を活用することをなるべくお願いしていきたい。

質疑。大平楽温泉館休業に伴う管理運營業務経費負担金の義務を負う根拠は。

答弁。大平楽の指定管理基本協定の38条に不可抗力発生時の対応があり、今回負

担するものでございます。

質疑。大平楽温泉館休業に伴う管理運営業務経費負担金の金額の根拠は。

答弁。温泉館の最低限払わなければいけない必要経費として算出しております。

質疑。県大会等出場補助金はどのような内容か。

答弁。卓球部の新人戦の県大会出場と九州大会出場でございます。

以上、歳出に関しては以上でございます。

次に、歳入に関しては質疑はございませんでした。

討論。討論なし。

採決。起立多数。したがって、議案第61号 上毛町一般会計補正予算（第9号）は、当委員会は起立多数で可決することに決しました。

以上で、令和5年第4回定例会予算決算常任委員会の御報告を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（荒牧弘敏君）これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、議案第57号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（荒牧弘敏君）全会一致。したがって、議案第57号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君） 日程第3、議案第58号 上毛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 私は、議案第58号は反対の立場から討論いたします。

1点目は、国はデジタル化を口実に窓口の減少、紙手続の取りやめで対面サービスの後退につながる。このことにより、行政サービスに格差が生じます。

2点目、2021年のデジタル改革関連法では、全ての自治体に対し、国が決めた基準に適合したシステムの利用を義務づけています。また、政府は2025年までにデジタル庁が統括・管理するガバメントクラウドに移行することを目指しています。現に、複数の自治体で共同でシステムを利用する自治体クラウドで、国が仕様変更を認めないということが問題になっています。このことは自治体の独自の施策を抑制します。

3点目、総務省は、半分の職員でも担うべき機能が発揮されるスマート自治体への転換を目指すと打ち出しています。デジタル化で無人窓口も実現可能になります。自治体のリストラで住民サービスを後退させる懸念があります。

以上の理由を申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君） 賛成討論はありませんか。

岩花議員。

○4番（岩花寛之君） 私は、議案58号に賛成の立場で討論させていただきます。

自治体のマイナンバーをはじめ、DXに関わる全ての作業というか、改正なんですけれども、これが今後の人口減少の中で職員さんの負担、それから各住民さんの負担を少しでも減らしていくためにも、紙をなくし、マイナンバーを通じて様々なことができるようになるということは、確かにマイナンバーであったり、カードに不慣れな方は、過去ないし今回の会議の中でも、十分対応していくというふうな形で職員さんの答弁もありました。そんなこともしながら、ぜひDXは今後とも進めていくべきだというふうに思いまして、賛成といたします。

○議長（荒牧弘敏君） ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、議案第58号 上毛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第4、議案第59号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありますか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第59号を反対の立場から討論いたします。

1点目は、対面サービスの後退につながる。

2点目は、減免や免除など、その自治体独自の施策の抑制につながる。

3点目、自治体リストラ、職員削減の懸念がある。

4点目、スマートフォンを使える人と使えない人の行政サービスに格差が生じる。

以上の理由を申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（荒牧弘敏君）賛成討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（荒牧弘敏君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（荒牧弘敏君）起立多数。したがって、議案第59号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（荒牧弘敏君）日程第5、議案第60号 財産の処分について、これから討論を

行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君)全会一致。したがって、議案第60号 財産の処分については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君)日程第6、議案第61号 令和5年度上毛町一般会計補正予算(第9号)、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君)賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君)全会一致。したがって、議案第61号 令和5年度上毛町一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君)日程第7、議案第62号 令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計補正予算(第1号)、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(荒牧弘敏君) 全会一致。したがって、議案第62号 令和5年度上毛町工業等用地造成事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第8 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(荒牧弘敏君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

○議長(荒牧弘敏君) 日程第9、議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会広報特別委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（荒牧弘敏君）異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに決定しました。

○議長（荒牧弘敏君）以上で本日の日程は全て終了しました。

これで会議を閉じます。令和5年第4回上毛町議会定例会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

閉会 午前10時35分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 月 日

上毛町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員